



平成 26 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 U B I C  
代 表 者 名 代表取締役社長 守本 正宏  
(コード番号：2158)  
問 合 せ 先 執行役員 谷口正巳  
管理本部長  
(TEL.03-5463-6344)

### 「包括的新株発行プログラム」 “STEP 2014 モデル” および 「追加発行オプション」について

平成 26 年 8 月 28 日付けで当社が発表しましたプレスリリース「第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム “STEP 2014 モデル”）締結ならびに第三者割当による新株式および第 10 回新株予約権発行ならびに新株予約権買取契約（追加発行オプション）の締結に関するお知らせ」に記載の「包括的新株発行プログラム」 “STEP 2014 モデル” および「追加発行オプション」について以下のとおり、ご説明致します。

#### 「包括的新株発行プログラム」 “STEP 2014 モデル” の特徴

##### ① 短期間における確実な資金調達

STEP 2014 モデルにより、短期間（約 7 か月間）における資金調達（4,000,000 株発行）を確実にし、主に「海外および国内の事業拡大のための資本（M&A、業務提携）」へ着実に充当させることを意図しております。

##### ② シンプルな設計「わかりやすさ」

STEP 2014 モデルは、複数回（計 4 回 各 1,000,000 株）の単純な「第三者割当増資」による新株発行であり、各割当毎にその時点の時価に基づく発行価格にて、ドイツ銀行ロンドン支店に対し第三者割当による新株発行を行います。

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売りましたは販売を行ってはいけません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person. 1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売りましたは販売することができます。

## 「追加発行オプション」の特徴

### ③ STEP2014 モデルの補完的役割（グリーン・シュール・オプション的）

追加発行オプションは、あくまでも STEP 2014 モデルに基づく新株発行を補完するオプションです。行使価額を 1,284 円（平成 26 年 8 月 27 日終値）と定め、STEP 2014 モデルのプログラム期間（約 7 か月間）において株価および出来高が上昇した場合に、当社の許可に基づき新株予約権者であるドイツ銀行ロンドン支店が権利行使をすることで、追加的に 1,000,000 株の発行（1,284,000,000 円）を可能にするものです。

### ④ 希薄化抑制の選択肢

STEP 2014 モデルのプログラム期間の早期に、追加発行オプションの行使によって 1,000,000 株の発行（1,284,000,000 円）を実現した場合には、資金需要と調達済資金の金額によっては、第 2 回以降の任意の割当をキャンセルすること等により STEP 2014 モデルによる資金調達を早期に完了させ、希薄化を抑制することも可能です。

以上が「包括的新株発行プログラム」「STEP 2014 モデル」および「追加発行オプション」それぞれの特徴ですが、2つを組み合わせるにより、様々な状況（株価、出来高動向等）に対応できる柔軟な資本戦略が可能となります。

詳しい内容につきましては、本日別途開示しましたプレスリリース「第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム“STEP 2014 モデル”）締結ならびに第三者割当による新株式および第 10 回新株予約権発行ならびに新株予約権買取契約（追加発行オプション）の締結に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

本報道発表文は、当社の普通株式（新株予約権の行使によるものも含む。以下同じ。）および新株予約権発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式および新株予約権は、米国 1933 年証券法（その後の改正も含む。以下「1933 年証券法」という。）に基づいて登録されず、1933 年証券法に基づき登録される場合または当該登録義務が免除される場合を除き、米国内にて、または米国人に対し、当該普通株式および新株予約権の募集、売りましたは販売を行ってはなりません。したがって、ドイツ銀行ロンドン支店およびその関係会社は、当該普通株式および新株予約権を米国内にて、または米国人（U.S Person。1933 年証券法に基づくレギュレーション S に定義されます。）に対して販売してはならず、レギュレーション S に従い、かつ、レギュレーション S に依拠した方法に限り、当該普通株式および新株予約権を売りましたは販売することができます。